

公益財団法人三重県下水道公社下水道排水設備工事責任技術者認定
事業準備資金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人三重県下水道公社（以下「公社」という。）の有する下水道排水設備工事責任技術者認定事業準備資金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 公社は、特定資産として、下水道排水設備工事責任技術者認定事業準備資金（以下「排水設備準備資金」という。）を設けることができる。

2 排水設備準備資金は、下水道排水設備工事責任技術者認定事業（以下「排水設備認定事業」という。）に充当するための積立金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第18条第1項に規定する特定費用準備資金とする。

(積立)

第3条 排水設備準備資金は、その事業年度の公益目的事業会計に剰余金が生じることが見込まれるときは、理事会の決議を得て積み立てるものとする。

(積立限度額)

第4条 前条の規定にかかわらず、排水設備準備資金の積立限度額は、5,000千円とし、当該金額を超えて積み立てることはできない。

2 前項の積立限度額の算定根拠は、排水設備認定事業に要する必要額として、平成29年3月27日に開催された平成28年度第2回通常理事会にて承認された見積額とする。

(運用)

第5条 排水設備準備資金の運用対象は、金融機関への預貯金とする。

2 排水設備準備資金は、他の資金と明確に区分して運用しなければならない。

(運用益)

第6条 排水設備準備資金から生ずる運用益は、排水設備認定事業に使用又は当該資金に積立てるものとする。

(取崩)

第7条 排水設備準備資金は、排水設備認定事業に充当する場合を除いて、取り崩すことはできない。

(備置)

第8条 この規程及び第4条第2項に規定する算定根拠並びにその写しは、この法人の主たる事務所に備え置き、法令の定める手順に従い閲覧の用に供するものとする。

(変更)

第 9 条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

(委任)

第 10 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。